

富士市立高等学校 (新)体操服等選定プロポーザル参加表明に関する質問・回答書

No	実施要領等 ページ番号	質問事項	回答
1	2-(1)-⑤	ここで製造設備を有するという項目は体操服のみに限定されるということですか。それに関連してこの参加資格は体操服の製造が可能なメーカーと取る事もできます。その場合、シューズのみ、柔道着のみでの参加は認められませんか。逆にシューズ、柔道着の取扱いのない体操着メーカーの参加資格はどうなりますか。	体操服を製造していることを要件としており、シューズのみ、柔道着のみでの参加は認められません。商品につきましては、①～⑨すべてを用意いただけることが参加条件となります。
2	1-(3)	契約期間で令和10年3月末となっていますが、新一年生に対する販売は令和7年、8年、9年の3年という事でしょうか。9年度入学の商品フォロー義務はいつまでになりますか。	新1年生に対する販売は令和7年度～9年度の3年となります。9年度入学の商品フォロー義務は、契約期間内と考えます。ただし、双方の合意があれば契約期間を延長し、10年度以降も新1年生に対する販売を行っていただくことを考えています。
3	1、2	弊社、①～⑤の体操服の製造設備を有し、自ら製造を行っておりますが、⑥～⑨の商品については、自ら製造はしていません。商品をご用意することは可能ですので、全てを用意して提出させて頂ければいいのか、製造できる商品だけでの参加でも可能なのかを教えてください。	①～⑤の体操服の製造設備を有している事業者につきましては参加可能です。商品につきましては、①～⑨すべてを用意いただけることが参加条件となります。